二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山岸沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県渋川市赤城町敷島
字諸田山　九〇三番　一号
九〇八番　二号及び三号
九〇四番　四号
甲九一七番　五号及び六号
字山岸山　一一〇二番　七号
一一〇六番二　八号から十号まで
一一〇五番一　十一号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大久保沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県渋川市川島
字上並木　一九八六番　一号から六号まで
字西大塚　二〇一三番　七号及び八号
二〇一〇番　九号
二〇二七番　十号
二〇二八番一　十一号
二〇三三番　十二号及び十三号
二〇〇五番一　十四号
二〇〇四番　十八号及び十九号
二〇〇七番五　二十号
二〇〇六番二　二十一号
二〇〇九番　二十二号及び二十三号
字南大塚　一三五九番一　十五号及び十六号
一四一一番一　十七号

○国土交通省告示第千百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十六年十二月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天井川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第二千七十九号で指定した同号一四に掲げる土地の区域を除く。）
京都府福知山市字長田
小字琴谷　四六四番　一号から八号まで
京都府福知山市字多保市
小字駒場　一六〇番五　九号から十五号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
兎並谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を木津川市道加二―九号線の道路境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第二十五号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
京都府木津川市加茂町兎並
丸山　二三番　一号
二五番　二号
八一番乙　三号
八四番乙　四号及び五号
八六番一　六号
八七番一　七号
八四番地先道路敷　九号
八二番　十号
一九番　十一号及び十二号
杉谷　七番地先道路敷　八号

○国土交通省告示第千百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十六年十二月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
杉原谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岡山県新見市菅生
字杉原　五一〇七番一　一号及び三十号
五一〇四番　二号、三号、二十八号及び二十九号
五一一〇番　四号
五〇九五番　五号及び六号
五〇九七番　二十七号
字森谷　五〇七八番　七号
五〇八一番　八号及び二十二号から二十六号まで
五〇八二番　九号から十二号まで
五〇八三番　十七号から二十号まで
五〇九四番　二十一号
五〇二〇番一　十三号から十六号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三信谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岡山県新見市神郷下神代
字薬師堂ノ下　一二七七番一　一号
字大田石　一一三一番一　二号
一一三〇番　三号及び四号
字神主山　一一三五番　五号から七号まで
字三信　一四七九番一　八号から十一号まで
字道ノ下　一三二九番二　十二号

○国土交通省告示第千百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十六年十二月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西法寺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の河川敷
広島県広島市佐伯区五日市町大字石内
字兼丸　一五番一二　一号
字松丸　一四番一　二号
字兼丸　四番九　三号
字桑原　一三番七　四号

○国土交通省告示第千百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。
平成二十六年十二月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　昭和五十四年建設省告示第八百七十一号で指定した同号五に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域
広島県広島市佐伯区五日市町大字石内
字兼丸　一五番一二　一号
字松丸　一四番一　二号
字兼丸　四番九　三号
字桑原　一三番七　四号

○海上保安庁告示第百三十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
平成二十六年十二月十九日
海上保安庁長官　佐藤　雄二
一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三四度一五分東経一三四度五六分、北緯三四度一五分東経一三四度五八分、北緯三四度二一分三〇秒東経一三四度五八分、北緯三四度二一分三〇秒東経一三四度五九分二〇秒、北緯三四度一五分東経一三四度五九分二〇秒、北緯三四度一五分東経一三五度〇四分、北緯三四度〇四分二〇秒東経一三五度〇四分、北緯三四度〇四分二〇秒東経一三四度五六分、北緯三四度一五分東経一三四度五九分二〇秒の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十七年一月八日から平成二十七年一月十九日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム測深機による地形調査
四　航行船舶に対する安全措置
イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　五管区水路通報第五十号（平成二十六年十二月二十六日発行）